

第8節 欧州

1 全般

現在、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されている一方、地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散といった事態が欧州に影響を与え得る新たな安全保障上の課題として捉えられている。

冷戦終結以来、欧州では、北大西洋条約機構（NATO）
North Atlantic Treaty Organization
 （加盟国26か国）や欧州連合（EU）
European Union
 （加盟国27か国）の枠

組みの強化・拡大に向けた努力を通じた安全保障環境の安定化が模索されている。また、多くの欧州諸国では軍事力の量的な削減や合理化を進める一方、こうした新たな課題にも対処しうる能力の整備への取組が進んでいる。

（図表 I-28-1 参照）

2 安全保障の枠組みの強化・拡大

1 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(1) 新たな役割への取組

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動の重点を紛争防止や危機管理へと移行させてきている。

こうした変化は99（平成11）年に更新された同盟の戦略概念にも反映され、欧州および周辺地域において民族的・宗教的対立、領土紛争、人権抑圧、国家の解体など多様で予測困難な危険が依然として存在しているとの認識に基づき、中核任務たる集団防衛に加え、紛争予防や危機管理などの任務¹を追加した。

NATOは、03（同15）年8月よりアフガニスタンにおける国際治安支援部隊（ISAF）
International Security Assistance Force
 を主導して初めて欧州域外において作戦を展開しており、昨年10月には任務地域を同国全域に拡大した。また、同年11月、ラトビアの



NATO理事会での安倍内閣総理大臣〔内閣広報室〕

リガで行われたNATO首脳会議では、アフガニスタンの平和と安定への貢献が最優先事項であるとする共同宣言を採択した²。

1) 「非5条任務」と呼ばれる。

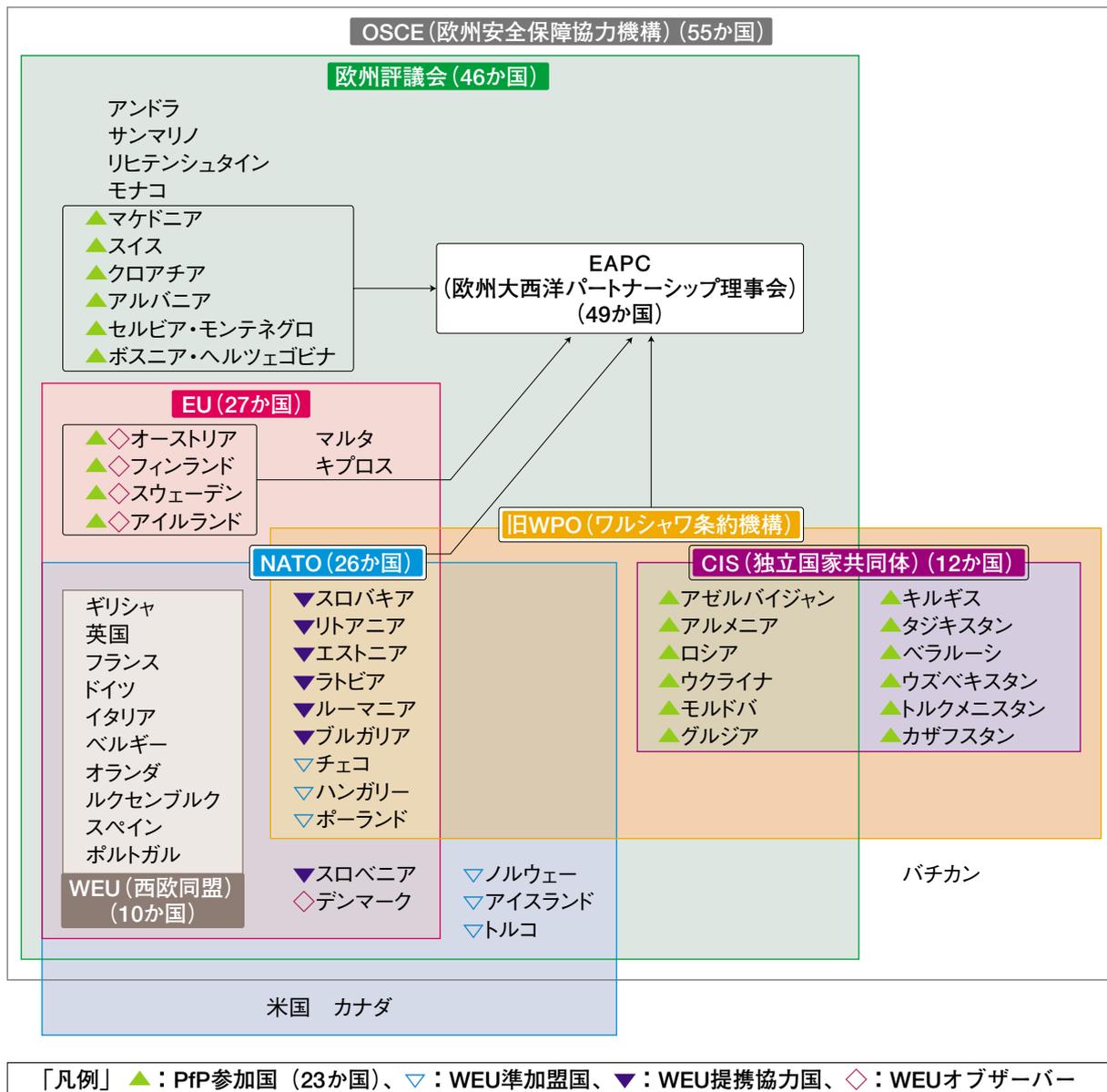
2) なお、同首脳会議に関しては、ISAFの態勢強化が議論となり、兵力の増強や各国が派遣部隊に課している展開可能地域の制限などについて、意見の対立の存在が指摘された。また、ケース・バイ・ケースで非NATO諸国とも連携強化を目指す方針が示された。

イラクについては、04（同16）年6月のNATOイスタンブール首脳会議での合意に基づきイラク治安部隊の訓練への支援が行われている。

このようにNATOによる作戦が拡大・長期化する中で、兵力の不足やNATOにおける財政の逼迫^{ひっばく}といった問題が指摘されている。

一方、安全保障分野における取組を強化しているEUは、03（同15）年12月、初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」を採択し、テロリズムや大量破壊兵器の拡散、地域紛争、国家の破綻^{はたん}、組織犯罪を重大な脅威とし、周辺地域の安定化や多国間協力によりこれらに対処していく方針をまとめた。

図表 I-2-8-1 欧州の安全保障機構（2007.5月末現在）



(注) WPOの軍事機構は、91年4月をもって解体。WPOの政治機構としての解体も91年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体

EUは、同年にマケドニアの治安維持のため、NATOの装備や能力を使用して³軍事作戦を初めて主導した。また、同年コンゴ民主共和国において欧州域外で初となる平和維持作戦を展開し、初めてNATOの装備や能力を使用せずに作戦を遂行した。04（同16）年12月には、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開していたNATO主導の安定化部隊（SFOR）の活動を引き継ぐなど、危機管理・
Stabilization Force
治安維持の分野における活動⁴に積極的に取り組んでいる。

(2) 新たな役割に必要な軍事能力の追求

NATOが99（同11）年にユーゴ連邦共和国を空爆した際に顕在化した米欧間の能力格差を踏まえ、NATOにおいては、02（同14）年11月にプラハで開催された首脳会議における合意に基づき、機構改革⁵をはじめとする軍事能力の改革が進められている。

この改革の中で、NATOの能力向上の核として、全世界の各種の危機事態に迅速に展開できる能力をもつ NATO即応部隊（NRF）の整備が同年より進められ、昨年11月、完全な作戦能力の保有が宣言された。05（同17）年10月のパキスタン大地震において救援物資の輸送を行うなど、NRFは、その特性を活かした任務を実施している。

EUは、NATOが介入しない場合において独自に平和維持などの軍事活動を実施するための取組を進めてきた。EUは04（同16）年、「ヘッドライン・ゴール2010」を採択し、この中でバトルグループ（戦闘群）構想を今後の軍事的取組の中核に位置づけた。

（図表 I-2-8-2 参照）

また、EUは、04（同16）年7月、欧州安全保障防衛政策における各国の防衛能力向上を目的として欧州防衛庁を設立した。昨年3月のEU国防相会議において、研

究・技術開発に関する基金設立の検討を欧州防衛庁において行うことが合意されたものの、7か国が不参加を表明したことなどにより、構想を主導する加盟国との間で^{あつれき}軋轢が生じているとの指摘がある。

**図表 I-2-8-2
NATO および EU における能力整備の動向**

	NATO即応部隊 (NRF)	EUバトルグループ (戦闘群)
任務	全世界のあらゆる事態に迅速に対応	NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務等に対応
編成	<ul style="list-style-type: none"> ・旅団規模の陸上部隊（約4,000名）を中核として、海・空部隊および専門部隊から編成される常設の統合部隊 ・兵力規模：約25,000名 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500名規模の部隊を13個編成。そのうち2個部隊が同時に緊急展開可能
能力	<ul style="list-style-type: none"> ・発令後5日以内に展開開始 ・30日間継続して行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令後5日以内に展開開始し、15日以内に展開可能 ・30日間継続して行動
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間（陸上部隊の場合、訓練半年、待機半年）のローテーション ・初期投入部隊としての運用を基本 ・任務に応じた分割運用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・一国または多国籍の枠組みでローテーションにより編成・待機
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・02年11月構想 ・03年10月プロトタイプ部隊編成 ・04年10月、初期の作戦能力保有 ・06年11月、完全な作戦能力を達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・04年6月構想 ・07年1月、完全な作戦能力を達成

3) 96（平成8）年6月のベルリンNATO閣僚会合では、西欧同盟（WEU）主導のオペレーションにおいて、NATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。その後、WEUの役割と任務の大半がEUに移譲されることになったため、99（同11）年4月のワシントンNATO首脳会合では、改めてEUに対してNATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。この決定をベルリン・プラスと言う。02（同14）年12月にはNATO・EU間で上記決定に関する恒久的なアレンジメント（取極め）が成立した。

4) 「ベーターズベルク任務」と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘部隊任務からなる。

5) 欧州連合軍および大西洋連合軍の2個作戦戦略軍を単一の軍（作戦連合軍）に統合するとともに、NATO軍事能力の変革および相互運用性の向上を監督する変革連合軍司令部を創設した。

2 安全保障の枠組みの地理的拡大による安定の確保

冷戦終結後いわば安全保障上の空白地帯となった中・東欧地域では、NATOの枠組みの拡大による安定の確保がなされてきた。

NATOは、94（平成6）年に「平和のためのパートナーシップ」(PfP) Partnership for Peace を採択し⁶、これに基づき平和維持活動や難民問題対処などに関する演習を行っている。

また、94（同6）年には地中海ダイアローグ (MD) Mediterranean Dialogue を創設して、地中海諸国に対する情報提供やNATO関連活動への地中海諸国の参加を通じ、地中海地域の安定に寄与している。

NATOとロシアの関係では、9.11テロ以降、安全保障

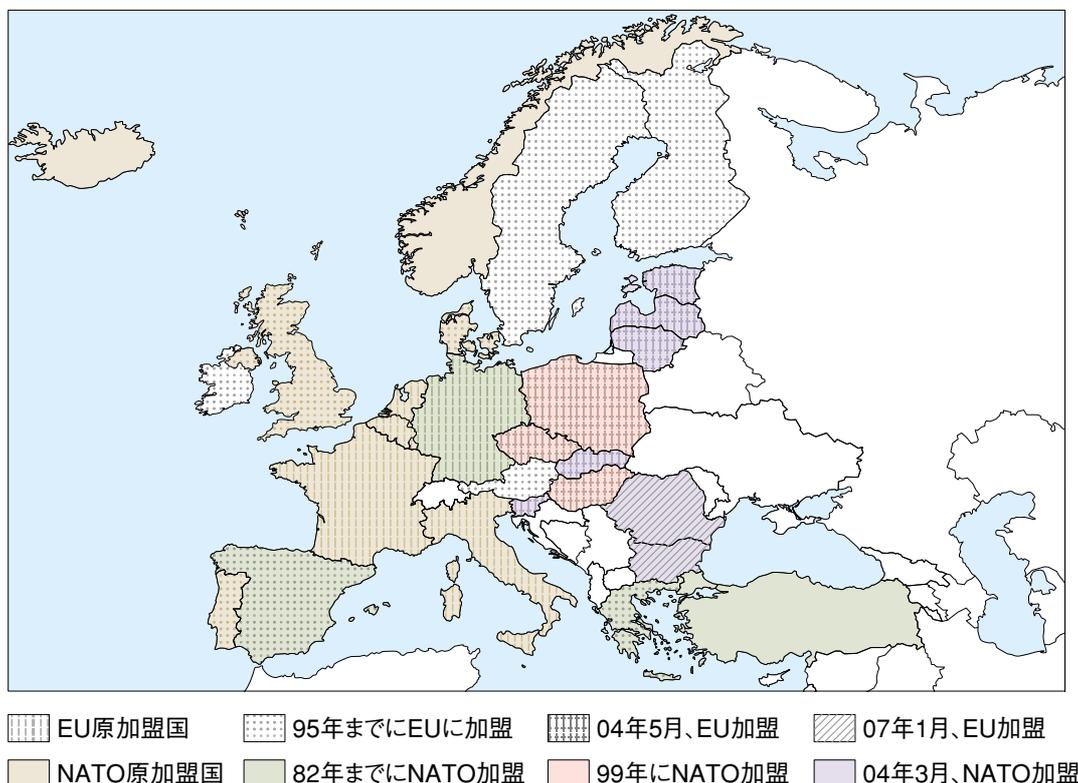
に関する共通の課題に対処する必要性から、02（同14）年5月のNATO・ロシア首脳会議でNATO・ロシア理事会を設立することが決定された。

04（同16）年3月、NATOに7か国（ルーマニア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、スロバキア）が新たに加盟したことにより、中・東欧諸国のほとんどがNATOに加盟するに至っている。

EUについては、中・東欧の10か国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス）が04（同16）年5月に、ブルガリアおよびルーマニアが本年1月に加盟した。

（図表 I-283 参照）

図表 I-2-8-3 NATOとEU加盟国の拡大状況



6) 信頼醸成や相互運用性の確保などを目的にNATOと東欧諸国をはじめとするNATO非加盟の欧州安全保障協力機構（OSCE：Organization for Security and Co-operation in Europe）諸国が個別に協力協定を締結している。

3 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

各国は、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威を念頭に、軍隊の任務について国土防衛以外の任務を重視する傾向にあり、防衛力の整備においても、NATOなどにおける役割を考慮しつつ、海外展開のための輸送能力の強化などに努めている。

1 英国

英国は、現在、98（平成10）年の「戦略防衛見直し」（SDR）を防衛政策の基礎としている。

Strategic Defense Review

この中で、軍の任務を、平時の治安維持（テロ対処支援）や海外領土の保全、NATO域内外の危機対処などと定義し、具体的には、核戦力の削減、統合戦闘能力の強化、NBC防護の改善、機動力・攻撃力の向上、軍人の処遇改善、装備品調達の効率化などを図ってきた。02（同14）年7月には、9.11テロを踏まえ、SDRに「新たな1章」を追加し、国際テロへの対処方針を策定した。

03（同15）年12月には、「変動する世界における安全保障」と題する白書を刊行した。国際テロ、大量破壊兵器の拡散および破綻国家を大きな脅威として位置づけるとともに、イラクに対する軍事作戦の教訓を踏まえ、海外展開能力の強化や即応性の向上など軍のさらなる変革の必要性を強調している点が注目される¹。04（同16）年7月に発表された将来の具体的軍事力を示す報告書では、兵力削減や陸海軍の主要施設の統合を進める一方で、目標捕捉から攻撃までを迅速かつ正確に行う能力、中小規模作戦を効果的に遂行できる地上戦力、空母や揚陸艦の整備による対地攻撃能力の向上などを図るとしている。また、05（同17）年7月のロンドンにおけるテロを受け、テロ対策強化のため特殊部隊支援部隊（SFSG）を新編した。

Special Forces Support Group

昨年12月、英国政府は、「英国の核抑止に関する将来」と題する白書を発表し、2020年代以降も潜水艦発射弾道ミサイルに基づく核抑止力を維持する方針を示した²。同白書では、運用可能な核弾頭数の200発以下から160発以下への削減を決定するなど、核軍縮に取り組む姿勢も示している。

2 ドイツ

昨年10月に12年ぶりに発行された国防白書において、ドイツは、連邦軍の中心任務は引き続き伝統的意味における自国防衛および集団防衛であるが、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が拡大している現状を踏まえ、国際テロとの闘いを含めた紛争予防および危機管理が最も生起する可能性の高い任務であるとしている。

ドイツは、連邦軍の能力を上記の任務に適合させるため、戦略輸送能力、世界規模での偵察能力、効率的で相互運用性の高い指揮能力などの強化に資源を重点配分することとしており、具体的には、A-400M輸送機や合成開口レーダー搭載衛星SAR-LUPEの導入計画が進められている。また、軍を介入部隊、安定化部隊、支援部隊という三つの機能別の統合部隊へ再編する計画を進めている³ほか、人員の削減、国内駐屯地・施設の再配置などに取り組んでいる。

3 フランス

大規模テロや大量破壊兵器の拡散などがフランス国民に対する直接の脅威であるとの認識の下、防衛戦略においては、核抑止、紛争予防、海外への戦力展開、国土防衛（テロ対処など）を中心に位置づけている。

1) 湾岸戦争のような米国主導の大規模作戦に参加しつつ、ボスニアやコンボにおける紛争のようなNATOまたはEU主導の中小規模作戦も最大2つ遂行できる能力を戦力整備目標としている。

2) 現在運用中のヴァンガード級原子力潜水艦の退役が2020年代初期に始まると見込まれることから、英政府は核抑止力を維持し続けるかについての検討を行い、その結果として本白書を発表。本年3月、下院において本白書の方針を支持する政府提出動議が可決された。

3) 介入部隊は、最新の装備を有する即応部隊であり、NATO即応部隊やEU戦闘群の作戦など多国間で実施される高強度の作戦において、軍事的によく組織された敵に対応し、平和安定化作戦の実施基盤を整える。安定化部隊は、低・中強度の比較的長期間にわたる作戦において、軍事的にある程度組織された敵に対応し、平和安定化作戦を遂行する。支援部隊は、指揮組織や教育訓練組織の運営を行うなど、介入部隊と安定化部隊の作戦準備および作戦遂行をドイツ国内や作戦地域で支援する。

フランスは、96（平成8）年2月発表の「2015年の軍の将来像」に基づいて軍事力整備を行っている。「1997-2002軍事計画法」により徴兵制度の廃止や兵力削減などを実施し、現在は「2003-2008軍事計画法」により指揮・情報機能の強化、展開・機動能力の向上、縦深

部での行動・打撃能力の強化、防護手段の強化などに重点的に投資するとしている。具体的には、無人偵察機の発注やA-400M輸送機、ラファール戦闘機、ルクレール戦車の取得のほか、英国との協力による通常動力推進型の空母の建造⁴などが予定されている。

4 欧州における安定化のための努力

1 軍備管理・軍縮

92（平成4）年に発効した欧州通常戦力（CFE）条約³（Conventional Armed Forces in Europe）は、戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘機、攻撃ヘリの五つの区分の兵器について、東西両グループ¹の保有上限を定め、これを超える兵器を削減することとした。これにより既に7万点以上の各種兵器が削減されている。

その後、欧州における戦略環境の変化を踏まえ、99（同11）年のOSCE首脳会議において、従来の東西両グループごとの保有制限を国別・領域別保有制限に変更することを主な内容とするCFE適合条約が署名された²。

2 信頼醸成措置（CBM）³

Confidence Building Measures

欧州においては、89（平成元）年から信頼・安全醸成措置（CSBM）交渉が行われてきたが、92（同4）年のConfidence and Security-Building Measures 欧州安全保障協力会議（CSCE）全体会議において、軍事情報の年次交換、一定規模以上の演習などの通報・査察・制限などを内容とする「ウィーン文書1992」が採択された⁴。

また、相互の査察飛行により、締約国の軍事活動の公開性と透明性を増進させるとともに、軍備管理の検証手段を補足するオープン・スカイズ条約⁵が、92（同4）年に25か国により署名され、02（同14）年1月に発効した。

3-4) フランスは、原子力推進型空母1隻を現在運用中である。

4-1) 90（平成2）年時点におけるNATO加盟国およびワルシャワ条約機構（WPO：Warsaw Pact Organization）加盟国

2) NATO新規加盟のバルト3国がCFE条約を締結していないなど、発効までには解決すべき問題が存在する。

3) 偶発的な軍事衝突を防ぐとともに、国家間の信頼を醸成するとの見地から、軍事情報の公開、一定の軍事行動の規制、軍事交流などを進める努力が行われている。これらは、一般的に信頼醸成措置と呼ばれている。

4) その後、99（平成11）年には、地域的な信頼醸成のため多国間・二国間における措置の促進、軍事交流に関する情報の提供、装甲歩兵戦闘車や火砲などの参加規模による演習実施の制限などを追加した「ウィーン文書1999」が採択された。

5) 査察飛行は、定められた種類のセンサーを装備した非武装の航空機により、査察国が策定し被査察国が了承した飛行計画に従って行われる。査察飛行により収集されたデータは、すべての締約国が入手できる。